

古物営業者の皆様へ ～古物営業法の改正について～

古物営業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が平成30年4月25日に公布され、その一部の規定が平成30年10月24日、その他の規定が公布の日から起算して2年を超えない範囲内に施行されます。



平成30年10月24日から施行

1 営業制限の見直し

これまでは、営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所で、買い受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができませんでしたが、施行後は、仮設店舗において古物営業を営む日から3日前までに日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができるようになります。

2 簡易取消しの新設

これまでは、古物商が3月以上所在不明の場合、公安委員会が聴聞を実施し許可を取り消すことができることとされていましたが、施行後は、公安委員会が官報に公告を行い、30日を経過しても申出がない場合に許可を取り消すことができるようになります。

3 欠格事由の追加

現在の欠格事由に、新たに次の3つが追加されます。

- ① 刑法第235条に規定する罪(窃盗)を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ② 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

公布の日から2年を超えない範囲内での施行

4 許可単位の見直し

これまでは、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受ける必要がありましたが、施行後は、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとなります。

重要なお知らせ

改正法の全面施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)後も引き続き古物営業を続ける予定の古物業者の方は、『主たる営業所等届出書』を提出する必要があります。

この届出書を提出しなければ、改正法の全面施行後は引き続き古物営業を続けることができなくなります(そのまま営業を続けると無許可営業となります。)。

- ※ 営業所・古物市場が1つしかない場合又は1つの県内にしか営業所・古物市場がない場合にも主たる営業所等届出書の提出が必要になります。
- ※ 主たる営業所等届出書を提出した後に、その届出内容に変更があった場合には、変更届出書の提出に併せて、再度、主たる営業所等届出書を提出する必要があります。
- ※ 届出書を提出しなかった場合で、改正法の全面施行後に古物営業を営もうとするときは、改めて許可を申請・取得することとなります(改正法の全面施行後から改めて許可を取得するまでの間は、古物営業を営むことはできません。)

『主たる営業所等届出書』の提出について

- ・ 提出期間
平成30年10月24日から改正法の全面施行日(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)の前日までの間
- ・ 提出先
主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署
※ 複数の公安委員会から許可を受けている場合、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署に届出をすれば、その他の公安委員会への届出は不要です。
- ・ 提出書類
主たる営業所等届出書 1通

許可証について

- ・ 複数の公安委員会から許可を受けている方は、改正法の全面施行日から1年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及び全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければなりません。
- ・ 一つの公安委員会のみ許可を受けている方で「主たる営業所等届出書」を提出した場合は、改正前の許可証が改正後の許可証とみなされます。



<問合せ先>

- ・ 福島県警察本部生活安全企画課生活安全指導第一係
(代表:024-522-2151、内線:3313、3314)
- ・ 営業所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課